

商店街空き店舗活用事業補助金

申請条件及び手続きの流れ

申請条件

■空き店舗の条件

- 商店街区域にある
- 店舗として賃借できる状況であるが、3ヶ月以上借り手がおらず空いている（いた）
 - ※店舗の賃貸借契約は、補助金申請日の30日前から可能です。それ以前に契約を結んでいる場合は、申請できません。
- 建物の1階又は2階部分の店舗である
- 建物が道路に面しており、（2階部分の物件の場合は外階段等により）道路から店に直接入ることができる構造である
- 大型店施設内のテナント型店舗物件ではない
- （住宅部分を有する店舗物件の場合）店舗部分と住宅部分が明確に分離できている

■申請対象者の条件

- ◆申請者が個人・法人（法人商店街を除く）の場合
 - 市内に住民登録（個人の場合）又は法人登記（法人の場合）されている
 - 事業に必要な許認可等を取得している
 - 納期の到来した市税を完納している
 - 暴力団関係者でない
 - 空き店舗の所有者、所有者の2親等以内の親族又はそれらと生計を共にしていない
 - 市内の他商店街からの移転ではない
- ◆申請者が商店街の場合
 - 対象商店街である
 - 事業に必要な許認可等を取得している
 - 納期の到来した市税を完納している（法人商店街の場合）
 - 事業従事者が暴力団関係者ではない
 - 会員の総意に基づく事業である（総会議決又は全員の同意書が必要となります）

■営業形態の条件

- 小売業、飲食業、生活関連サービス業、その他商店街が特に必要と認めた事業である
- 通常1日のうち7時間以上営業し、かつ1週間当たり5日以上営業する
- 出店後3年以上継続して営業する
- 風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業ではない
- 社会通念上公序良俗に反する事業ではない
- 宗教活動や政治活動を主とする事業ではない

■商業団体への加入意思確認

◆申請者が個人・法人（法人商店街を除く）の場合

- 地域の商店街に加入し、地域の商業者と連携して商店街を活性化するための活動に協力する
- 川口商工会議所又は鳩ヶ谷商工会に加入し、市内の商業者と連携して商店街を活性化するための活動に協力する

◆申請者が商店街の場合

- 川口市商店街連合会に加入し（しており）、他商店街と連携して商店街を活性化するための活動に協力する

上記の申請条件が満たされていれば、申請が可能です。ただし、予算がなくなり次第、受付は終了しますので申請をお考えの方は、事前に担当までご相談ください。

必ず工事着手（契約）の2週間前までに申請してください。

工事着手後の申請は受け付けられません。

対象工事

建築工事、内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気・ガス工事、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）設置工事、その他（店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事）

補助金申請の流れ

- ①申請書類を準備（交付申請書添付書類一覧（様式第1号別紙1）を確認してください）

【重要！】

◎商店街から出店推薦書をもらう

◎事業計画書の内容を川口商工会議所又は鳩ヶ谷商工会で確認してもらう。

※交付申請日の30日前から申請日までに、事業計画の確認を受けてください。

また、補助金の実績報告書提出時まで、地域の商店街（会）及び川口商工会議所（又は鳩ヶ谷商工会）への加入が必要です。

